

第9節 体 育

1 改定の趣旨及び要点

体育科、保健体育科における現行学習指導要領の成果と課題を踏まえ、次の方針によって改訂が行われた。

- ・ 運動領域においては、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視し、目標及び内容の構造の見直しを図ること。
- ・ 「カリキュラム・マネジメント」及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する観点から、発達の段階のまとまりを考慮し、各領域で育成することを目指す具体的な内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実を図ること。
- ・ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等に関わらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して改善を図ること。
- ・ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の内容の一層の明確化を図ること。
- ・ 保健領域においては、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善すること。
- ・ 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して心の健康、けがの防止の内容の改善を図るとともに、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善すること。

2 目標及び内容

(1) 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次の通り育成することを目指す。

- ① その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- ② 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- ③ 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

(2) 内 容

ア 体づくり運動系

(ア) 低学年：領域名「体づくりの運動遊び」

「体ほぐしの運動遊び」及び「多様な動きをつくる運動遊び」で構成。

(イ) 中学年：領域名「体づくり運動」

「体ほぐしの運動」及び「多様な動きをつくる運動」で構成。

(ウ) 高学年：領域名「体づくり運動」

「体ほぐしの運動」及び「体の動きを高める運動」で構成。

※「体の動きを高める運動」については、体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点を置いて指導すること。

※「体づくりの運動遊び」及び「体づくり運動」については、2学年間にわたって指導すること。

イ 器械運動系

(ア) 低学年：領域名「器械・器具を使った運動遊び」

「固定施設を使った運動遊び」、「マットを使った運動遊び」、「鉄棒を使った運動遊び」及び「跳び箱を使った運動遊び」で構成。

(イ) 中・高学年：領域名「器械運動」

「マット運動」、「鉄棒運動」及び「跳び箱運動」で構成。

ウ 陸上運動系

(ア) 低学年：領域名「走・跳の運動遊び」

「走の運動遊び」及び「跳の運動遊び」で構成。

(イ) 中学年：領域名「走・跳の運動」

「かけっこ・リレー」、「小型ハードル走」、「幅跳び」及び「高跳び」で構成。

(ウ) 高学年：領域名「陸上運動」

「短距離走・リレー」、「ハードル走」、「走り幅跳び」及び「走り高跳び」で構成。

※「走・跳の運動（遊び）」及び「陸上運動」については、児童の実態に応じて投の運動（遊び）を加えて指導することができる。

エ 水泳運動系

(ア) 低学年：領域名「水遊び」

「水の中を移動する運動遊び」及び「もぐる・浮く運動遊び」で構成。

(イ) 中学年：領域名「水泳運動」

「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」で構成。

(ウ) 高学年：領域名が「水泳運動」

「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」で構成。

※水中からのスタートを指導すること及び学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

※適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については、必ず取り上げる。

オ ボール運動系

(ア)低学年：領域名を「ゲーム」

「ボールゲーム」及び「鬼遊び」で構成。

(イ)中学年：領域名「ゲーム」

「ゴール型ゲーム」、「ネット型ゲーム」及び「ベースボール型ゲーム」で構成。

※「ゴール型ゲーム」については、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱うものとする。

(ウ)高学年：領域名「ボール運動」

「ゴール型」、「ネット型」及び「ベースボール型」で構成。

※ゴール型はバスケットボール及びサッカーを、ネット型はソフトバレーボールを、ベースボール型はソフトボールを主として取り扱うものとするが、これらに替えてハンドボール、ラグビー、フラッグフットボールなど型に応じたその他のボール運動を指導することもできる。

※学校の実態に応じてベースボール型を取り扱わないことができる。

カ 表現運動系

(ア)低学年：領域名「表現リズム遊び」

「表現遊び」及び「リズム遊び」で構成。

※「リズム遊び」については、簡単なフォークダンスを含めて指導することができる。

(イ)中学年：領域名「表現運動」

「表現」及び「リズムダンス」で構成。

※学校や地域の実態に応じてフォークダンスを加えて指導することができる。

(ウ)高学年：領域名を「表現運動」

「表現」及び「フォークダンス」で構成。

※学校や地域の実態に応じてリズムダンスを加えて指導することができる。

キ オリンピック・パラリンピックに関する指導

オリンピック・パラリンピックに関する指導については、各運動領域の内容との関連を図り、ルールやマナーを遵守することやフェアなプレイを大切にすることなど、児童の発達の段階に応じて、運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにすること。

ク 集団行動

集団行動については、各学年の各領域(保健を除く。)において適切に行うこと。

ケ 保健領域

(ア)第3学年・第4学年：「健康な生活」及び「体の発育・発達」の知識と思考力、判断力、表現力等の指導内容が明確にされた。

(イ)第5学年・第6学年：「心の健康」、「けがの防止」の知識及び技能、「病気の予防」の知識と、それぞれの思考力、判断力、表現力等の指導内容が明確にされた。

※運動領域との関連を重視する視点から、「健康な生活」、「体の発育・発達」、「病

気の予防」については、運動に関する内容が充実された。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮をするものとする。

- ア 単元（題材）など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。
- イ 一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当すること。
- ウ 第3学年及び第4学年の内容の「保健」に配当する授業時数は、2学年間で8単位時間程度、また、第5学年及び第6学年の内容の「保健」に配当する授業時数は、2学年間で16単位時間程度とすること。
- エ 第3学年及び第4学年の内容の「保健」並びに第5学年及び第6学年の内容の「保健」については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。
- オ 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（別紙参照）との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- カ 障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- キ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第4章特別の教科道徳の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮をするものとする。

- ア 学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。
- イ 筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意すること。
- ウ 内容の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、各領域の特質に応じた学習活動を行うことができるように工夫すること。
- エ 運動領域におけるスポーツとの多様な関わり方や保健領域の指導については、具体的な体験を伴う学習を取り入れるよう工夫すること。
- オ 「体づくりの運動遊び」及び「体づくり運動」における「心と体の変化に気付くこと」や「みんなで関わり合うこと」については、各学年の各領域においてもその趣旨を生かした指導ができること。
- カ オリンピック・パラリンピックに関する指導として、フェアなプレイを大切にするなど、児童の発達の段階に応じて、各種の運動を通してスポーツの意義や価値等に触

れることができるようにすること。

キ 集合、整頓、列の増減などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、各学年の各領域（保健を除く。）において適切に行うこと。

ク 保健の内容のうち運動、食事、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮をすること。

ケ 保健の指導に当たっては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと。

4 移行措置の内容

平成 30・31 年度の第 1 学年から第 6 学年までの体育の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができる。

5 移行期間中の留意事項

体育の標準授業時数においては、現行小学校学習指導要領からの変更はない。

新小学校学習指導要領で新しく取り扱う内容については、所要の授業時数を確保しつつ、新小学校学習指導要領の規定により、適切に指導を行うこと。

6 特に配慮すべき事項

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。